

オーストラリア財政の研究

岸 昌 三

目 次

- I オーストラリア財政の概観——戦前から60年代前半までの状況
 - (1) 政府部門の比重
 - (2) 政府支出の構成
 - (3) 政府収入の構成
 - (i) 租 税
 - (ii) 事業からの所得
 - (iii) 借 入
 - (4) 租税収入の構成
 - (5) 連邦と州との財政関係
- II オーストラリアの税制問題
 - (1) 租税構造の状況と問題点
 - (i) 所得課税
 - (ii) 財産課税
 - (iii) 支出課税
 - (2) 税制検討の動向

このレポートは、オーストラリア財政に関する私のこれまでの研究結果をとりまとめたものである。研究された問題は、オーストラリア経済における政府部門の大きさ、政府部門の収入と支出の構造、租税構造、税制改革等である。問題の取り上げかたは、統一的な体系をもったものではない。入手できた文献や資料に即して、問題は設定された。

I オーストラリア財政の概観——戦前から60年代前半までの状況¹⁾

(1) 政府部門の比重

オーストラリアの公共部門が経済に占める相対的比重は、戦前よりも大きくなっている。表1によれば、1938—39年度²⁾には政府の財貨サービス購入の対 GNP は12.7%であり、移転支払を含めた政府支出総額の対 GNP 比は21.9%であった。同じ指標を1948—49年度以後の16年間

1) A. H. Boxer (ed.), *Aspects of the Australian Economy*, 1965, Chap. 2, pp. 19—39 による。

2) オーストラリアの連邦および州政府の会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までである。

表1 政府支出

支出の区分	1938-39	1943-44	1948-49~ 1951-52	1952-53~ 1955-56	1956-57~ 1959-60	1960-61~ 1963-64	1948-49~ 1963-64
(a) 政府支出に対する割合							
資本支出	30.4	4.3	31.9	32.3	31.2	30.2	31.4
軍事および防衛	6.4	66.4	10.1	14.4	11.1	9.4	11.2
社会的支出 ¹⁾	11.3	3.9	11.7	12.4	14.4	15.7	13.5
その他の行政	9.8	3.6	9.8	10.1	10.9	11.0	10.4
財貨サービス購入	57.8	78.1	63.4	69.2	67.5	66.3	66.6
補助金	1.5	3.2	4.1	2.0	1.5	2.0	2.4
個人への現金給付	14.7	7.9	18.8	18.7	20.3	20.9	19.6
支払利子等 ²⁾	26.0	10.9	13.8	10.1	10.7	10.8	11.4
総政府支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(b) 国民総生産に対する割合							
資本支出	6.7	2.1	8.7	8.8	8.3	8.6	8.6
軍事および防衛	1.4	32.4	2.8	4.0	3.0	2.7	3.1
社会的支出 ¹⁾	2.5	1.9	3.2	3.4	3.8	4.5	3.7
その他の行政	2.2	1.7	2.7	2.7	2.9	3.2	2.9
財貨サービス購入	12.7	38.1	17.3	18.8	17.9	18.9	18.2
補助金	0.3	1.5	1.1	0.6	0.4	0.6	0.7
個人への現金給付	3.2	3.8	5.1	5.1	5.4	6.0	5.4
支払利子等 ²⁾	5.7	5.3	3.7	2.8	2.9	3.1	3.1
総政府支出	21.9	48.8	27.1	27.2	26.6	28.5	27.3
(c) その他							
連邦支出の総政府支出に対する割合 ³⁾	33.3	—	54.0	50.1	48.0	46.7	49.7
政府固定資本支出の総固定資本支出に対する割合	35.4	40.8	39.0	38.0	35.3	35.4	36.9

(注) 1) 社会的支出とは、教育、文化娯楽施設、保健、福祉および移民関係の支出のことである。

2) 海外への交付金を含む。

3) 州への交付金は連邦支出から除かれる。

(出所) A. H. Boxer, *Aspects of the Australian Economy*, 1965 p.22.

についてみると、平均してそれぞれ18.2%、27.3%になっている。戦時中、政府支出は急激に増加した。1942—43年度のピーク時には、国民総生産の $\frac{1}{2}$ にも達した。終戦で政府支出の相対的比重は急速に低下したが、それでも戦前をかなり上回る水準で推移した。しかし、西側の先進諸国、つまりアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、スウェーデンなどにくらべると、オーストラリアの公共部門が国民経済に占める比重は小さい。

(2) 政府支出の構成

1938—39年度以来、政府支出の構成は変化している。すなわち、軍事防衛支出、補助金、個人への現金給付、利子支払および社会的支出にかなりの変化がみられる(表1)。

まず第一に、戦争の結果、軍事および防衛に対する平時の支出水準が、1930年代よりも恒常的に高くなったことである。と同時にまた、戦後の状況は安定的に推移していないということである。1940年代末期には、防衛費は、政府支出に対する割合でみても、また GNP に対する割合でみても、高くなり、朝鮮戦争中の1952—53年度にはピークに達した。その後は、低下傾向をたどっている。1962—63年度までは、この点、オーストラリアは多くの西側諸国にくらべて、防衛に対して資源を割いていない。たとえば1961年における防衛費の対 GNP 比は

ア メ リ カ	9.7%
イ ギ リ ス	6.8%
フ ラ ン ス	5.5%
カ ナ ダ	4.8%
ス エ ー デ ン	4.6%
オーストラリア	2.8%

であった。政府の防衛計画に若干の修正が行なわれて、1963—64年度には国防支出の比重が高まりはしたが、それは続く数年間の防衛費が諸外国との相対関係を維持するものでしかなかった。

つぎに、社会的支出についてであるが、これは、教育、保健、移民、本国送還などに対する経常的な支出のことである。この支出は戦後平均して、政府支出の13.5%を、GNP の3.7%を、それぞれ占めてきた。ところが1938—39年度には、それらの指標は、それぞれ11.3%、2.5%であった。このような社会的支出の増加の多くは、50年代から60年代のはじめにかけて起ったものであり、その増加の主要なものは、教育に対する支出であって、1948—49年度にはそれが社会的支出の1/2以上にも上昇した。しかし、50年代末期におけるオーストラリアの教育費は、GNP に対して2.9%であり、これにくらべアメリカ、オランダ、スウェーデンの場合は4.0%、カナダ、ソ連、イギリス、ノルウェー、フランスの場合は3.5%であるとされている。1960年代初頭には多少このギャップは縮まったにせよ、教育に対する努力は、上記の国々にくらべると、立ちおくれていたと評価されている。

第三に、個人に対する現金給付についてである。これは戦後、GNP との関連ではかなり着実に伸びてきている。政府支出の中での割合は、主に終戦になって上昇した。逆に、この時期には、軍事および国防に対する支出は、急激に低下した。このように現金給付の比重が増大したのは、主に次の3つの要因によるものと考えられている。

(1) 新しい給付制度、すなわち児童基金(1941)、寡婦年金(1942)、失業および疾病給付(1945)、入院給付(1946)、薬剤給付(1950)といった諸制度の導入があげられる。これらはいずれも連邦段階での制度である。

(2) 個人に対する現金給付の割合を高めた第二の理由として、給付の率と条件が改善された

ことがあげられる。ただし、この改善の程度は、制度により差異があった。児童手当（総給付額の中で16%）と老令および障害者年金（総給付額の中で38%）は、給付制度の二大項目であるが、これらの制度の給付条件の改善はかなり異なっている。児童手当の方は、当初第二子からの子供一人につき週 5s. に固定されていた。1948年

表2 年金、物価および基本賃金
(増加率)

期 間	老令および傷病兵の年金率	消費者物価	基本賃金
1939-44	35	23	22
1944-49	57	25	29
1949-54	65	66	90
1954-59	25	14	17
1959-64	31	9	12

(出所) A. H. Boxer, *op. cit.*, p. 26.

にはこれが10s. に引き上げられ、1950年には第一子にも週 5s. が認められた。その後、60年代のはじめまで給付率は改訂されていない。一方、物価は2倍に上昇している。このため、児童手当制度は、以前にくらべてその実質的な意味ははるかに少なくなっている。もっとも打撃を受けたのは、個人所得税の扶養控除の恩恵に浴しないような免税以下の低所得階層であった。

これに対して、老令および障害者年金の受給者の状態は改善された(表2)。1950年代初期の羊毛景気の時期を除いて、年金給付の基本率の引き上げは、物価や賃金の上昇率よりも急速であった。

(3) 個人に対する現金給付の比重を高めた第三の要因は、人口の年齢構造の変化であった。すなわち、子供や老人の割合が高くなったので、児童手当や老令年金を受ける人口の割合も高まったわけである。1939年には、人口の24.8%が15才未満であり、7.2%が65才超であった。1961年までには、これらの割合が、それぞれ30.2%、8.5%に上昇した。

残る政府支出の中で大きく変化したものは、利子支払であった。この項目は、国民所得計算の慣行では、移転支払として扱われている。政府債務の総額は、大戦中には、1938—39年度の2倍になり、その後も2倍で推移しているが、利子支払の方は戦後は、1938—39年度にくらべて、その比重はあまりに大きくなかった。このように、利子支払の割合が低下するのは、産出量が増大し、物価水準が上昇している時期には、ある程度必然的である。利子支払額は増加するが、GNP や政府支出総額にくらべると、その増加率は小さい。しかし、1950年代の中頃から、利子支払の比重は高まっている。その理由としては、政府借入の増大と、利子支払の上昇、生産増加率と物価上昇率の鈍化が考えられる。

利子支払には、そのほかの点でも変化があった。ひとつは、利子支払の総額のうち、海外に支払われる額の割合が、目立って低下したことである。すなわち、1939年には50.2%であったのが、1945年には30.2%、1964年には16.7%になっている。いまひとつの変化は、大戦以来政府の利子支払のうち連邦政府の分の割合が、低下しているということである。ただし、大戦以前については、この割合は、1939年から1945年にかけて急速に上昇している。もちろん、これは軍事目的のための公債の増加によるものである。たとえば、1939年における政府部門の利子支払に占める連邦政府の利子支払の割合は、26.5%、1945年については55.7%、1964年につい

ては28.6%になっている。このような変化が起ったのは、1939年以来海外からの政府借入が減少し、1945年以来連邦政府の借入が減少したためである。

(3) 政府収入の構成

政府支出から政府収入に目を転じよう。オーストラリアの政府収入は、大きくつぎの三種類に区分される。

(1) 租税

(2) 事業からの所得。これは公営企業からの所得（減価償却引当金を含めて）と、利子、賃料およびロイヤルティ収入から成る。

(3) 純借入、すなわち、債務の純増加。これは、一定期間における政府による借入が政府による借入返済を超過する分である。

1938—39年以来、これら三種の収入の相対的比重は、著しく変化してきた（表3）。

(i) 租税

戦時中、租税収入は大幅に増加した。これは、租税収入の対 GNP 比にあらわれている。すなわち、1938—39年度には15.3%であったのが、1943—44年度には23.4%になっている。

表3 政 府 収 入

収入の区分	1938—39	1943—44	1948—49~ 1951—52	1952—53~ 1955—56	1956—57~ 1959—60	1960—61~ 1963—64	1948—49~ 1963—64
(a) 総政府収入に対する割合							
租 税	69.6	47.9	87.7	84.7	85.2	80.3	84.5
事業からの所得 ¹⁾	18.6	9.6	5.1	7.6	11.5	13.7	9.5
紙 借 入 ²⁾	11.8	42.4	7.2	7.7	3.3	6.0	6.1
総 政 府 収 入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(b) 国民総生産に対する割合							
租 税	15.3	23.4	23.8	23.0	22.6	22.9	23.1
事業からの所得 ¹⁾	4.1	4.7	1.4	2.1	3.1	3.9	2.6
純 借 入 ²⁾	2.6	20.7	2.0	2.1	6.9	1.8	1.7
総 政 府 収 入	21.9	48.8	27.1	27.2	26.6	28.5	27.3
(c) そ の 他							
純借入の政府資本支出に対する割合	38.7	—	21.7	23.7	10.4	19.9	19.0
連邦収入の総政府収入に対する割合 ³⁾	45.6	入手不能	85.5	81.7	77.4	75.0	79.9
州および地方政府収入の州および地方政府支出に対する割合	72.1	入手不能	29.5	33.7	42.2	44.1	37.4

(注) 1) 公営企業の所得、減価償却引当金、受取利子等を含む。

2) 政府固定資本支出+政府在庫増加-（政府機関の経常勘定余剰および減価償却引当金）に等しい。

3) 租税収入と政府企業および政府財産収入を含む。

(出所) A. H. Boxer, *op. cit.*, p. 29.

しかし、純借入は同じ期間について租税以上の増加を示している。このため、政府収入に占める租税収入の割合は、1938—39年度の69.6%から1943—44年度の47.9%に低下している。

租税収入は戦後もずっと高い水準を示している。つまり、対 GNP 比では、戦後の全期間をつうじて1943—44年度の水準とほぼ同じで推移している。このように、戦後になって軍事支出の必要がなくなって租税の必要が少なくなったにもかかわらず、租税収入が戦時の水準を続けているということは、通常はふしぎに思われるが、これにはいわゆる転位効果が作用しているとみるのが妥当であろう。納税者は戦時中の重い税負担の水準になれ、それが戦後にも持ち越されているとみられる。また、戦後すぐは借入も低下し、政府企業からの所得も低下したので、政府は収入に占める租税収入の割合は上昇した。その後、この割合は上昇しなかったが、依然として1938—39年度の水準よりも高く推移している。

戦後における租税収入の上昇傾向は、一部は、租税の自動的伸縮性の結果でもある。つまり、租税収入は GNP の増加につれて自動的に増加したわけである。租税収入の上昇傾向の一部はまた、政府が意図的に税率を戦前の水準に引き下げなかった結果でもであろう。戦後は、総需要を抑制してインフレーションを阻止するために、戦前よりも重い課税が必要とされた。

(ii) 事業からの所得

大戦中、政府の事業からの所得は大幅に増加した。たとえば、公営企業の所得は、1938—39年度と1942—43年度のピーク時とのあいだで80%強も増加した。しかし、公債の急激な増加のため、政府収入に占める政府事業所得の割合は、この期間低下している。戦後は、事業所得収入の増加は他の収入にくらべて鈍った。たとえば、1950—51年度までは低下さえした。しかし、1950年代のはじめからは、政府収入に占める割合でも、対 GNP 比でも、上昇してきた。

また、政府事業所得収入そのものの構成も変化した。公営企業所得（減価償却引当金を含めて）は、1960年中期には90%を占めており、残りは受取利子等である。1948—49年度には、公営企業所得の割合は、70%にすぎなかった。

(iii) 借入

終戦になって、借入収入の政府収入に対する割合および対 GNP 比は、急激に低下した。その後、年度によってかなりの変化があるが、これは主として景気変動とそれに対する政府の政策からきている。戦後については、なんらかの傾向というものはみられない。1960年代前半についてみると、借入収入の割合は、政府収入に対しては6.0%、GNP に対しては1.8%であり、これは戦後から60年代前半までの平均にほぼ等しく、1938—39年度の場合よりもかなり低い。

(4) 租税収入の構成

1938—39年度以降、課税のパターンに起っている変化が、表4に示されている。そこでもっとも重要な変化は、直接税と間接税とのあいだのバランスの変化であろう。

表 4 租 税

(総租税収入に対する割合)

租 税 の 区 分	1938-39	1943-44	1948-49~ 1951-52	1952-53~ 1955-56	1956-57~ 1959-60	1960-61~ 1963-64	1948-49~ 1963-64
遺 産 税・贈 与 税	4.9	2.6	2.7	2.9	3.1	3.3	3.0
所 得 税-個 人 分	18.3	39.0	38.6	35.5	30.1	31.2	33.8
-法 人 分	11.3	15.1	13.5	15.3	15.9	16.1	15.2
総 直 接 税	34.5	56.7	54.8	53.6	49.0	50.5	52.0
関 税	21.8	6.0	11.9	8.2	5.3	5.7	7.8
消 費 税	11.3	13.6	10.5	12.6	16.9	15.3	13.8
売 上 税	6.3	8.2	7.7	9.2	10.3	9.0	9.0
賃 金 税	—	3.2	3.7	3.9	3.6	3.6	3.7
土 地 税・レ イ ト	12.7	6.5	4.3	5.1	6.6	7.3	5.8
そ の 他 の 間 接 税	13.4	5.8	7.2	7.4	8.4	8.6	7.9
総 間 接 税	65.5	43.3	45.2	46.4	51.0	49.5	48.0

(出所) A. H. Boxer, *op. cit.* p. 34.

戦時中は、直接税の割合、特に所得税の割合が上昇した。これは一部は、大戦中所得の急速な増加があったことによる。これに対して、消費支出の方はこの間かなり安定しており、物品税からの収入はそれほど伸びなかった。直接税の割合が戦時中高くなったのは、いまひとつ、所得税の税率が引き上げられたことにもよる。物品税の税率も引き上げられはしたが、物価や賃金、それに低所得者層の生活水準に与える影響を考慮して、その上げ幅は小幅にとどめられた。特に生活必需品についてそうであった。

戦後、特に1950年代の初期よりの一時期には、直接税と間接税との相対関係は入れ替わり、間接税の比重が高まった。これは、個人所得税の割合が低下したためである。法人所得税や遺産税・贈与税の比重は、上昇している。

大戦以後のこのような変化は、ひとつには、政府の意識的な政策の結果であるとも考えられる。1949年末に政権についた自由党と農民党の連合は、所得税率を引き下げることが公約していた。1951—52年度には、インフレ対策として所得に対して10%の特別課税が行なわれたが、連立政府はいちはやく所得税の減税を可能なかぎり進めた。これに対して、間接税の方は、1950年代中期までの同じ期間にほとんど変更が行なわれなかった。

間接税の割合が高くなった理由は、ほかにもあった。そのひとつは、1951年以後の農家所得の低下であり、これが所得税収入の伸び悩みにつながった。いまひとつは、1950年、石油配給制度が廃止されてからの異常な自動車の増加であり、これが石油に対する消費税、自動車に対する売上税、それに自動車の免許および登録料の収入増加をもたらした。間接税の比重増大に一役買った。

(5) 連邦と州との財政関係

最後に、1938—39年度以後における連邦政府と州および地方政府とのあいだの財政関係についてみよう。

連邦政府の支出が総政府支出に占める比重は、大戦以後かなり高くなっている(表1)。防衛支出はすべて連邦政府にかかわるものであったし、年金も1945年まではほとんどそうであった。社会的支出は州政府や地方政府でもなされるが、戦中戦後の急激な社会的支出の増加は、主として連邦政府段階で生じた。さらにまた、連邦政府の利子支払額の総政府支出に占める割合も、1938—39年度よりは高まっている。ただ、利子支払の政府支出に占める割合が低下しているのは、1950年代まで州政府の利子支払が増加しなかったことによる。

収入についてみると、連邦政府の収入の総政府収入に占める割合は、はるかに上昇している。すなわち、1938—39年度の45.6%から1948—49年度から1951—52年度までの4年間の85.5%に上昇している(表3)。この上昇は、所得税の課税権を連邦政府にだけ限定して、課税の統一をはかる措置の導入と密接に関係している。また、連邦税の自動的伸縮性がより高いということ、さらにまた、州政府が主としてもつ政府企業からの収入がおくれをもつことも、連邦政府の収入の比重が増大したことの原因になっている。

このように、経済力のバランスは、州政府から連邦政府に移行したが、これは総政府支出に占める連邦政府支出の割合を高め、かつ、総政府収入に占める連邦政府収入の割合を高めたばかりでなく、州政府の支出の水準と内容に対してより強力なコントロールを及ぼしうる地位を連邦政府に与えることになっている。すなわち、州政府はその財源不足を補うために種々の補助金、交付金を仰ぐという形で、連邦政府に依存している。

II オーストラリアの税制問題

(1) 租税構造の状況と問題点¹⁾

まず、総税収の配分を政府段階別にみると、1967—68年度の場合、連邦政府が80%強、州政府が12%強、そして地方政府が6.5%になっている。このような相対関係には、それまでの20年間、大きな変化はなかった。もっと細くみると、連邦政府のシェアがわずかに低下したということはいえる。すなわち、1954—55年度には85.5%、1959—60年度には82.6%、1967—68年度には81.6%と、連邦政府のシェアは少しずつ低下してきている。

ところで、このような政府段階別の税収配分は、支出の政府段階別配分にくらべて、きわめ

1) P.D. Groenwegen, "Rationalizing the Australian Taxation System", *Economic Record*, Vol. 47, No. 120, Dec. 1971による。

て偏ったものである。政府支出の政府段階配分の状況は、50年代の初期以来、かなり安定的なものであり、大体

連邦政府 50%弱

州および地方政府 50%強

で推移してきた。政府段階別にみた税収構成と支出構成とのあいだの大きなへだたりは、税制上の重要な問題点のひとつであるといわれる。

つぎに、連邦、州および地方の三つの政府段階のそれぞれの個別税や料金・課徴金をあげてみると、以上のようである。¹⁾

連邦税：

個人所得税

法人所得税

配当および利子に対する源泉徴収税

遺産税・贈与税

賃金税

売上税

関税

消費税

沖仲士業課徴金

第一次産業部門に対する税（羊毛税、たばこ課徴金、家禽税など）

自動車登録税

印紙税

レイト

種々の免許料（北部特別地域およびオーストラリア首都特別地域において）

州税：

相続税

酒税

土地税

富くじ税

競争賭博税

自動車税

印紙税

1) オーストラリアの税制についてはアジア租税研究会編「オーストラリアの租税制度」アジア経済経済研究所発行、1969年に詳しい。

免許料

〔特定の州の税として〕

ポーカー機械税（ニューサウスウェールズ）

バター、チーズ、マーガリンおよびミルクに対する税（クイーンズランド）

娯楽税（タスマニア）

地方税：

地方レイト

料金および課徴金（自動車登録などの——西オーストラリア）

水道料

このようにオーストラリアの税制は、多様な租税や課徴金を含んでいる。もっとも、収入の大部分は、少数の税から得られるが、この多様性は、オーストラリアの税制が統一なしに発達したことによる。特に連邦政府ができて以来、この傾向が強かった。その結果、課税の重複という事態が生じた。これは、同一政府段階の税のあいだでも、異なる政府段階の税のあいだでも、矛盾を招いてきた。

二つの大戦のあいだの期間、連邦と州とのあいだで課税の重複が、特に顕著であった。すなわち、両方の政府が、所得税を課したり、死亡者の遺産に課税したり、更地価格をもとにして土地に課税するということが行なわれた。所得税の重複課税は、1942年の立法で所得税の課税権が連邦政府に移されることにより、取り除かれた。1952年には、連邦政府が、税収が取るに足りないという理由で、土地税を廃止したため、土地に対する重複課税も除かれた。遺産に対しては、いまもって連邦政府と州政府の両方で課税を行なっている。遺産税収入のシェアの点では、州の方が高くなっているということである。

また、州と州とのあいだでも、種々の重複課税が行なわれているということであるが、改革の見通しはあまりよくないということである。

このような重複課税の問題も、オーストラリア税制の重要問題のひとつである。

さて、オーストラリアの税制を課税標準別に眺めてみよう。ここでは課税標準を所得、財産および支出の三つに区分する。このような区分で税制をみると、税制の公平と効率という点でどのような問題があるかがわかる。

(i) 所得課税

所得に対する税としては、連邦の個人所得税がある。その所得の定義は、課税の見地からは満足なものではないといわれている。個人所得税は、オーストラリア最大の税で、総税収の約36%を占める（1967—68年度）。

所得に対する税としていまひとつ、法人所得税があるが、当面の論議では、これを資本という生産要素の利用に対する税とみて、支出に対する税の一種として、別の箇所で取り上げる。

(ii) 財産課税

オーストラリアは、一般的財産税や純資産税（富裕税）をもたないで、特定の財産に対する種々の税をもっている。不動産に対しては、州が土地税を、地方がレイトを課している。

第二の型の財産税は、死亡者の遺産に課されるもので、これは連邦と州の両方が課税する。総税収に占めるこの型の税収の割合は、10%強である（1967—68年度）。

(iii) 支出課税

支出に対する税の大部分は、連邦政府のものである。州政府も種々のものを課している。支出に対する税収の総税収に占める割合は、53.5%である（1967—68年度、ただしこの中には法人所得税収が含まれている）。支出に対する課税の内訳は、以下のとおりである。

これらの各項目について

支出課税の状況

(1967—68年度)

みてゆくと、(a)の商品に

対する総括的課税という

中には、(1)売上税、(2)関

税および(3)消費税の三つ

が含まれている。ただし、

すぐつぎに出てくる(b)、

(c)および(d)の項に出てく

るアルコール飲料、タバ

コおよび自動車に対する

消費税は、(a)の項から除

分 類	収 入 額 (\$ m.)	対総税収比 (%)	対支出税比 (%)
(a) 商品に対する総括的課税	492.9	8.1	15.2
(b) アルコール消費に対する税	421.9	6.9	13.0
(c) タバコ消費に対する税	257.9	4.2	7.9
(d) 自動車常用者に対する税	654.0	10.8	20.1
(e) 生産要素利用に対する税	1,043.7	17.2	32.1
(f) 印 紙 税	158.1	2.6	4.9
(g) 免 許 料	50.6	0.8	1.5
(h) そ の 他	173.9	2.9	5.3
合 計	3,253.0	53.5	100.0

(出所) P. D. Groenwegen, *op. cit.*, p. 536. (原資料: Commonwealth Bureau of Census and Statistics)

かれている。(a)の項の中で、売上税は大蔵省の税務局 (Taxation Branch) によって、関税と消費税は関税および消費税省 (Department of Customs and Excise) によって、それぞれ徴収される。これらの税はかならずしも物品に対する総括的な税ばかりではない。消費税は主としてタバコ、酒類、石油製品に課せられており、これ以外のものは総消費税収入の中で1%以下である。オーストラリアの関税の総税収に占める割合は、世界的には高い方ではないが、先進国グループの中ではやや高い方にはいるだろう。関税をどのようにするかは、主に貿易政策の問題である。売上税は現在4種類の財に区分され、3種類の異なる税率で課せられている。売上税は改革を要する状態にあるといわれる。理由は、財の区分に対する根拠が不明瞭であり、立法が複雑であり、査定と徴収に非効率があるということである。

つぎに、(b)、(c)および(d)の項目についてであるが、オーストラリアの酒類およびタバコに対する課税は、他の先進国にくらべて重い。つぎの表は、いくつかの先進国との比較である。

1) R. A. Musgrave, *Fiscal Systems* 1969, p.150. (木下和夫監修訳「財政組織論」有斐閣, 128頁)

総税収に占めるタバコ税および酒税の割合

国 名	タバコ税	酒 税
オーストラリア	4.2	6.9
イギリス	8.7	5.7
スエーデン	2.8	4.7
西ドイツ	2.8	1.7
オランダ	2.7	1.5
フランス	1.7	1.1
アメリカ	1.0	1.8

(出所) F. D. Groenwegen, *op. cit.*, p. 538.

(注) オランダについては1967年度, オーストラリアについては1967—68年, その他の国については1966年度の資料。

強化することであるといわれている。しかし一方では、本税によって、本来労働集約的な企業は不利にされる面もあるといわれる。

(f)の印紙税は主として州政府が徴収するが、連邦政府も、北部特別地域や、1969年以来オーストラリア首都特別地域において、徴収している。徴収の根拠は、収入目的である。州政府は収入の不足からしばしば本税の税率引き上げを行なわざるをえなかった。総税収に占める割合は小さく、1968—69年度で2.6%であるが、州税収の中でははるかに重要な地位を占め、ほとんど $\frac{1}{4}$ にも及ぶ。西オーストラリアの場合は、 $\frac{1}{3}$ 近くにもなる。本税を税として擁護するのはむずかしく、このように重くなっているのは、連邦と州との財政関係が不満足なものであるからといわれる。つまり、税収が連邦に偏りすぎているからである。この税を改革するには、課税権を政府段階間で変更することであるといわれている。

(g)の免許料は、収入源としてはさらに小さい。ラジオとテレビの料金は、連邦政府によって徴収され、その大部分を占める。約%である。残りは州と地方が2:3の割合でとる。

(h)の項には、多くの小さな雑税が含まれる。これらの税は、三つの段階の各政府が課している。賭博、競争、娯楽などに課せられる。その他、性質上は税である種々の料金や課徴金がある。これらの総税収に占める割合は、8%である。

以上、オーストラリアの税制についてみたが、問題点を要約すれば、第1に、政府段階間の税収配分が連邦に偏っていること、第2に、政府段階間で同種の税を課しているということ、そして第3に、個別税固有の問題というように大別できよう。第1の問題は、オーストラリア財政の中央集権的側面を示すものである。税収が連邦政府に偏る当然の結果として、オーストラリアでは補助金や交付金の役割がかなり大きいように思われる。これらの点は、わが国とも似ている。第2の問題は、分権的な政治的沿革を反映しているように思われる。各種の個別税についてはいろいろの不備があるようである。

オーストラリアとわが国とでは、種々の点で事情が異なる。人口の点でも、国土の点でも、

1) R. A. Musgrave, *op. cit.*, p. 153. (邦訳, 131頁)

(e)の生産要素利用に対する税にはいるのは、法人税、利子および配当に対する源泉徴収税、それに賃金税である。法人税は、アメリカ、イギリス、カナダなどとはほぼ同じ比重を占めている。また、日本ともこの点では似ている。この項で特に問題となるのは、賃金税である。これは雇用主の賃金支払額に対して課せられる。賃金税の根拠は、労働使用に課税することによって労働節約的技術の導入を促進すること、また、輸出業者についてはリベートを認めることによって国際収支を

格段に異なる。その結果として、産業の面でも異なる条件にある。税制上の諸問題を両国のあいだで比較し合うことの意味も、したがって少ないであろう。税制面でどの程度進んでいるか、納税者のモラルがどのようなものであるかについては、さらに立ち入った研究が必要とされる。

(2) 税制検討の動向

オーストラリアでは、1961年、Ligertwood Committee が報告書を出した。¹⁾これは、税法のどちらかという技術的ないくつかの側面に関するものであるといわれる。税制の原則に関するより広範な評価を行なうことは、非公式な大学エコノミストの委員会の手ゆだねられた。この学者グループは、4人の一流学者より成っていた。その資金は、the Social Science Research Council of Australia が出した。この委員会の委託されたものは、オーストラリア税制の徹底的な再検討——特に所得税を中心に——とその改革案の提出であったといわれる。²⁾

この改革案のねらいの概略を述べると、次のようである。

1. 公益事業および公共サービスに対する料金の引き上げ。
2. 個人貯蓄の奨励策。
3. 課税標準の拡大。
 - (1) 純資産税（富裕税）の創設。
 - (2) 未配分利潤に対する最高限界所得税率の適用。
 - (3) 現物給付、広告費に対する重課。
 - (4) 諸控除の縮減。

この中で特に中心になるものは、3の(1)と(2)である。すなわち、純資産税という新税の創設と法人所得税の改革である。まず、前者からその内容を簡単に述べよう。純資産税というのは、個人に対してその資産から負債を差し引いたものを課税標準として課する一種の財産税である。資産には、原則としてすべてのもの——たとえば、現金、預金、有価証券、家屋、家具、絵画、宝石、車、ヨットなど——が含まれる。ただし、土地は除かれる。これは、地方のレイトや州の土地税がすでに土地に対して十分重く課せられているためである。税率は低率で、ゆるやかな累進率である。たとえば、平均1%で、0.5%から1.5%の範囲である。所有財産で収益を得ていない場合で、財産を処分して大きな損失を出した場合には、低い率の延納金を課して延納を認める。かなり高い免税点を設ける。たとえば、自己所有家屋+£6,000の純資産というような。これによって多くの個人や小さな個人企業は、課税を免れる。資産の評価替は5年ごと

1) *Report of the Commonwealth Committee on Taxation. Ligertwood Committee* (Government Printer, Canberra, June, 1961).
2) R.I. Downing, H. W. Arndt, A.H. Boxer, and R.L. Mathews, *Taxation in Australia, Agenda for Reform* (Melbourne University Press, 1964).

に行なわれる。

つぎに、法人所得税に対する改革案であるが、公開会社も個人会社も、その留保利潤に対しては、個人所得税の最高限界税率を適用するというものである。これにより、会社は利潤を現金で全額分配するか、さもなければ、株式配当の形で全額分配するよう圧力をかけられることになる。その結果、法人所得は株主段階で然るべき所得税率で課税を受けることになるだろうというわけである。

オーストラリアでは、会社は税引利潤の約半を留保してきたといわれる。株主はこの留保分については、然るべき個人所得税率での課税を免れている。会社による留保分の再投資は、将来において会社資産と収益を高め、それによる会社の成長からの利益の多くは、課税を受けないキャピタルゲインの形で株主に帰属する。しかも、利潤の留保は、公開会社と個人会社とを問わず、課税されるべき所得を課税を受けないキャピタルゲインに転換する手段として故意に利用されてきたといわれる。

法人利潤そのものに対する課税も残されるが、現行よりも低い税率に変更される。たとえば、すべての法人につきあたり 5s. にする。

支払利子は課税標準から控除されず、前記税率で課税される。これは株式による資金調達との有利上の均衡をはかるためである。この場合、金融仲介機関については支払利子の控除を認める。

法人課税に対する改革案は、大略以上のようなものであるが、それはある意味できわめて斬新なものである。しかしこれがその後どのように考慮されたかについてはきいていない。

以上、学者グループによる税制改革案についてみたが、これは税制改革に関する中心的な研究のようである。

最後に、近年におけるオーストラリア税制の諸問題に関する文献を列挙しておく。

1. D. M. Bensusan-Butt, "Taxation in Australia: Agenda for More Reform?," *Economic Record*, Vol. 40, June, 1964.
2. R. I. Downing, "Reforming the Australian Tax System," *Economic Record*, Vol. 38, Sept., 1962.
3. R. I. Downing, H. W. Arndt, A. H. Boxer, and R. L. Mathews, *Taxation in Australia*, Agenda for Reform, Melbourne University Press, 1964.
4. P. D. Groenwegen, "Rationalizing the Australian Taxation System," *Economic Record*, Vol. 47, No. 120, Dec., 1971.
5. J. Lesueur, *The Case for a Progressive Poll Tax as a Substitute for Local Rates*, Sydney, Feb., 1971.

6. H. F. Lydall, "Reforming the Australian Tax System," *Economic Record*, Vol. 40, June, 1964.
7. R. L. Mathews, "Business Taxes in Relation to Problems of Australian State Finance," *Economic Papers* (Economic Society of Australia and New Zealand, New South Wales and Victorian Branches), No. 20, Oct., 1965.
8. J. A. Maxwell, *Commonwealth-State Financial Relations in Australia*, Melbourne University Press, 1967.
9. W. Prest, "Federal-State Financial Relations," *Economic Papers*, No. 20, Oct., 1965.
10. *Report of the Commonwealth Committee on Taxation*. Ligertwood Committee, Government Printer, Canberra, June, 1961.
11. Taxation Institute of Australia, *Taxation Now and in the Future*, Sydney, 1969.